



FTA/EPAの活用事例と 中小企業の輸出のためのジェトロ支援について

2015年12月21日 経済連携協定の利用支援セミナー

日本貿易振興機構（ジェトロ）

地域統括センター長（東北）兼 仙台貿易情報センター所長 寺田佳宏

本日の内容

1

FTA/EPAの活用動向、事例

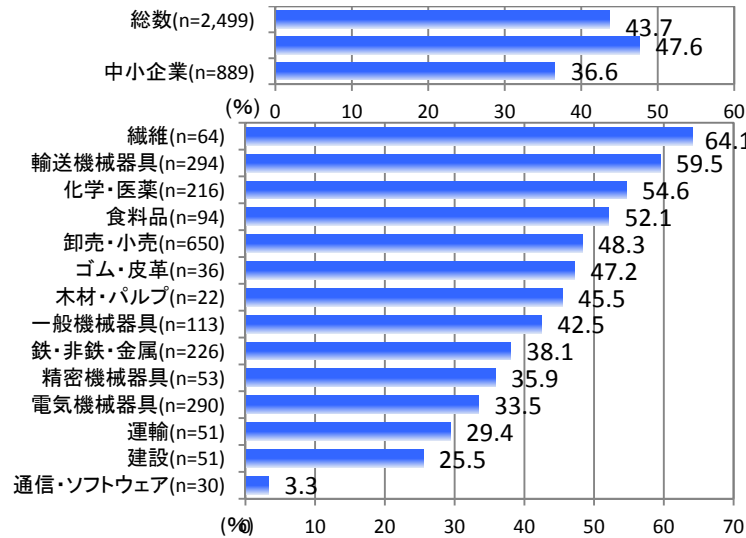
2

ジェトロ事業・サービスの紹介

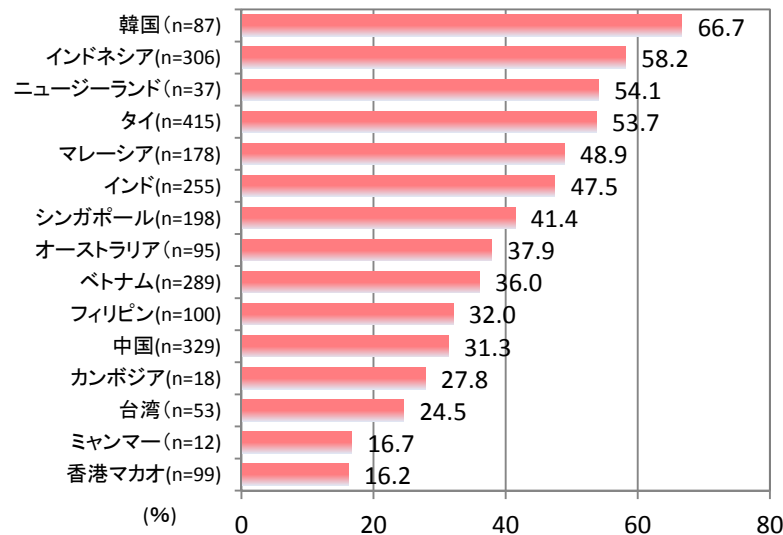
進出日系企業のFTA・EPA活用の状況

既存(発効済)のFTA・EPAの活用の有無 (輸出入をしている企業のみ)

FTA・EPA活用率(全体、企業規模別、業種別)

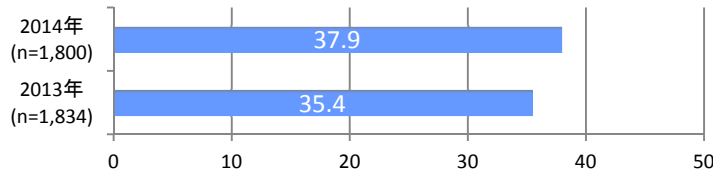


FTA・EPA活用率(国・地域別)

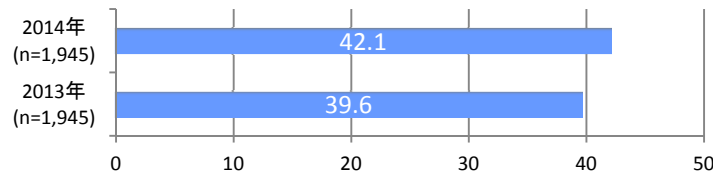


活用率の比較 2013年→2014年(輸出・輸入)

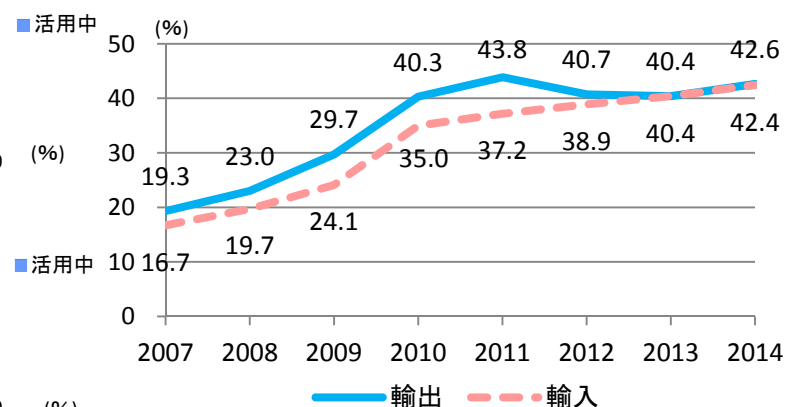
<輸出>



<輸入>



在ASEAN日系企業のFTA・EPA活用率の推移



- 貿易を行っている在アジア・オセアニア日系企業のうち、FTA・EPAを活用している企業の割合は43.7%となった。
- FTA・EPAの活用率は中小企業(36.6%)に比べ、大企業(47.6%)が高い。
- 業種別では繊維、輸送機械器具等の活用率が高い。
- 国・地域別では在韓国日系企業の利用率が66.7%で最も高く、在インドネシア、ニュージーランド、タイの日系企業の活用率が5割超で高い。
- 輸出、輸入ともにFTA・EPA活用率は、13年度調査から2.5ポイント増加した。
- 在ASEAN日系企業のFTA・EPA活用率の推移をみると、13年度調査と比べて、輸出、輸入とも2ポイント以上増加した。

進出日系企業のFTA・EPA活用の状況

(注)アーリー・ハーベスト(特定品目の早期関税引き下げ)の利用も含む。2国間FTA・EPAは多国間FTA・EPAに含む。FTA・EPA活用率は、FTA・EPA活用企業数／輸出入企業数で算出。

	輸出・輸入 相手国	輸出入 企業数(社)	FTA・EPA 活用企業 数(社)	FTA・EPA 活用率(%)	活用企業数 上位3業種 (社)						FTA・EPA活用 検討企業数(社)	
					1位		2位		3位			
タイ	輸出	日本	253	84	33.2	卸売・小売業	16	電気機械器具、化学・医薬ほか	各11	輸送機械器具	8	25
		ASEAN	212	101	47.6	輸送機械器具	23	卸売・小売業	20	電気機械器具	15	37
		中国	89	36	40.4	化学・医薬	9	電気機械器具、輸送機械器具	各7	卸売・小売業	3	9
		インド	80	28	35	電気機械器具	9	輸送機械器具	7	化学・医薬	4	8
		韓国	33	14	42.4	化学・医薬ほか	各3	一般機械器具ほか	各2			4
	オーストラリア	39	21	53.8	電気機械器具	7	輸送機械器具ほか	各3	食料品ほか	各2	1	
	輸入	日本	315	128	40.6	卸売・小売業	32	輸送機械器具	19	鉄・非鉄・金属	17	44
		中国	134	61	45.5	卸売・小売業	15	電気機械器具	11	輸送機械器具	8	13
		ASEAN	126	66	52.4	輸送機械器具	17	卸売・小売業	11	電気機械器具	10	11
		韓国	48	19	39.6	卸売・小売業	5	鉄・非鉄・金属ほか	各3			1
インド		24	8	33.3	輸送機械器具	3	鉄・非鉄・金属	2	化学・医薬ほか	各1	2	
マレーシア	輸出	ASEAN	112	53	47.3	電気機械器具ほか	各9	輸送機械器具	6	鉄・非鉄・金属ほか	各4	6
		日本	97	35	36.1	鉄・非鉄・金属	5	化学・医薬ほか	各4	卸売・小売業ほか	各3	1
		中国	60	27	45	化学・医薬	7	電気機械器具	4	食料品	2	1
		インド	29	15	51.7	化学・医薬	6	電気機械器具	3	卸売・小売業ほか	各1	2
		オーストラリア	20	11	55	化学・医薬	5	電気機械器具	3	鉄・非鉄・金属ほか	各1	1
	輸入	日本	144	39	27.1	卸売・小売業	8	鉄・非鉄・金属	6	化学・医薬ほか	各5	10
		ASEAN	98	39	39.8	卸売・小売業	8	電気機械器具ほか	各6	化学・医薬	5	5
		中国	71	25	35.2	電気機械器具ほか	5	化学・医薬ほか	各3	食料品ほか	各1	2
韓国	26	13	54.2	鉄・非鉄・金属ほか	各2	電気機械器具ほか	各1			0		
シンガポール	輸出	ASEAN	159	69	43.4	卸売・小売業	48	化学・医薬	7	鉄・非鉄・金属	4	18
		インド	75	27	36	卸売・小売業	18	化学・医薬	6	鉄・非鉄・金属ほか	各1	11
		日本	63	29	46	卸売・小売業	16	化学・医薬	8	鉄・非鉄・金属	2	3
		中国	54	21	38.9	卸売・小売業	11	化学・医薬	6	鉄・非鉄・金属	2	6
		オーストラリア	61	13	21.3	卸売・小売業	6	化学・医薬	5	精密機械器具	1	7
		韓国	29	13	44.8	卸売・小売業	8	化学・医薬	4	鉄・非鉄・金属	1	1
フィリピン	輸出	日本	80	13	16.3	輸送機械器具ほか	各3	精密機械器具ほか	各1		9	
		ASEAN	45	13	28.9	輸送機械器具	6	電気機械器具	2	化学・医薬ほか	各1	4
	輸入	日本	87	16	18.4	卸売・小売業	4	化学・医薬ほか	各3	精密機械器具	1	9
		ASEAN	54	12	22.2	卸売・小売業	3	電気機械器具ほか	各2	化学・医薬ほか	各1	7

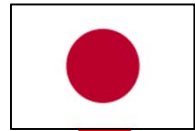
進出日系企業のFTA・EPA活用の状況

	輸出・輸入 相手国	輸出入 企業数(社)	FTA・EPA 活用企業 (社)	FTA・EPA 活用率(%)	活用企業数 上位3業種 (社)						FTA・EPA活用 検討企業数(社)	
					1位		2位		3位			
インドネシア	輸出	日本	176	52	29.5	輸送機械器具	11	繊維ほか	各7	化学・医薬	5	19
		ASEAN	146	70	47.9	輸送機械器具	24	化学・医薬	9	卸売・小売業	8	12
		中国	60	19	31.7	化学・医薬	4	ゴム・皮革ほか	3	卸売・小売業	2	6
	輸入	日本	278	140	50.4	輸送機械器具ほか	各37	一般機械器具ほか	各11	鉄・非鉄・金属	8	30
		ASEAN	181	101	55.8	輸送機械器具	29	卸売・小売業	28	化学・医薬	12	18
		中国	124	55	44.4	卸売・小売業	22	輸送機械器具	9	一般機械器具	5	14
ベトナム	輸出	日本	199	41	20.6	繊維	9	化学・医薬	7	鉄・非鉄・金属	5	29
		ASEAN	131	45	34.4	輸送機械器具	9	化学・医薬ほか	各8	電気機械器具	6	14
		中国	64	18	28.1	鉄・非鉄・金属ほか	各3	化学・医薬	2	食料品ほか	各1	6
	輸入	日本	214	41	19.2	卸売・小売業	6	化学・医薬ほか	各5	食料品ほか	各3	33
		ASEAN	144	47	32.6	輸送機械器具ほか	各9	化学・医薬	7	繊維ほか	各4	19
		中国	117	25	21.4	卸売・小売業	10	化学・医薬ほか	各3	食料品ほか	各1	11
中国	輸出	香港	162	24	14.8	電気機械器具ほか	各6	化学・医薬	3	輸送機械器具ほか	各2	17
		ASEAN	131	43	32.8	輸送機械器具	9	卸売・小売業	8	繊維	6	22
		台湾	68	12	17.6	電気機械器具ほか	各3	卸売・小売業	2	化学・医薬ほか	各1	7
	輸入	香港	123	15	12.2	電気機械器具	4	化学・医薬ほか	各2	食料品ほか	各1	12
		ASEAN	91	44	48.4	卸売・小売業	13	輸送機械器具	9	化学・医薬	6	14
		台湾	64	16	25	輸送機械器具	6	電気機械器具ほか	各3	化学・医薬ほか	各1	9
香港・マカオ	輸出	中国	87	14	16.1	卸売・小売業	8	食料品ほか	各1		9	
台湾	輸出	中国	42	9	21.4	化学・医薬	4	ゴム・皮革ほか	各1		6	
	輸入	中国	27	4	14.8	化学・医薬、輸送機械器具	各2				5	
韓国	輸出	ASEAN	42	23	54.8	卸売・小売業	8	化学・医薬	7	鉄・非鉄・金属	各2	7
		EU	26	19	73.1	化学・医薬	6	輸送機械器具	4	卸売・小売業	3	2
	輸入	ASEAN	44	30	68.2	卸売・小売業	17	化学・医薬	5	電気機械器具ほか	各2	5
		EU	31	20	64.5	卸売・小売業	9	一般機械器具	3	化学・医薬ほか	各2	1
インド	輸出	日本	63	11	17.5	卸売・小売業	7	輸送機械器具	2	化学・医薬ほか	各1	6
		ASEAN	72	19	26.4	輸送機械器具	9	卸売・小売業	6	一般機械器具	2	19
	輸入	日本	199	76	38.2	卸売・小売業	27	輸送機械器具	25	一般機械器具	5	42
		ASEAN	148	74	50	卸売・小売業	28	輸送機械器具	24	電気機械器具	7	33
オーストラリア	輸出	ニュージーランド	38	9	23.7	卸売・小売業	4	食料品ほか	各1		6	
	輸入	ASEAN	49	23	46.9	卸売・小売業	14	電気機械器具ほか	各2	食料品ほか	各1	5
		米国	29	7	24.1	卸売・小売業	4	輸送機械器具	1			3
ニュージーランド	輸出	オーストラリア	18	13	72.2	食料品	4	木材・パルプ	2	繊維ほか	各1	3

日本のFTA/EPAの活用事例：物品

A社…1,500万円の関税削減効果

飲料メーカーA社は、各種原材料をメキシコへ輸出し、飲料を現地で生産・販売。EPAを利用しない場合と比較し、関税削減効果は約1,500万円。社内取引により関税削減メリットを直接享受。



- キャップ用資材
- ラベル用資材
- 包装用資材
- 香料

税率が **EPA利用**で

キャップ用資材 15% ⇒ **14.4%**
 ラベル用資材 10% ⇒ **0%**
 包装用資材 10% ⇒ **0%**
 香料 15% ⇒ **0%**



- 飲料

※2005年4月～06年3月実績

〔出所〕経済産業省資料

B社…年間数百万の関税削減効果

規模：中小企業(資本金1億円)、従業員300人未満
 業種：スポーツ用品の製造販売
 海外：タイなどに海外現地法人(工場)所有
 体制：担当者2名



例えば日タイ間では、**FTA利用**で
 (日本→タイ) 機械部品 4% ⇒ **0%**
 (タイ→日本) 繊維製品 5~8% ⇒ **0%**



■ 日タイ、日インドネシア、AFTA、ASEAN+中国・韓国FTAを利用

・スポーツ用繊維製品をタイで生産し、タイ国内や他のアジア諸国で販売、あるいは日本に輸入販売。
 ・使用する原産地規則は付加価値基準が中心。

■ 利用のきっかけと初回の苦労

・タイの現地販売会社からFTAの存在を知り、商工会議所に活用の可否と手続きを相談。
 ・基盤づくりは大変だが、一度使えば次回以降は問題ない。

■ 活用メリット

関税率の削減・撤廃による、数百万単位でのコスト削減。

〔出所〕ジェトロによるヒアリング

FTA/EPAの活用事例：サービス

■ シンガポールの事例(米国・シンガポール)

シンガポールでは、外資系銀行には支店数やATM数に数量制限がかけられる中、米国・シンガポールEPAで、シンガポールは米国に対してFTA発効後3年以内に数量制限を撤廃。これにより、米系銀行はシンガポールで支店やATM数を拡大。

■ 韓国の事例(米国・韓国EPA、EU・韓国)

韓国では法律事務に対する外資参入には厳しい制限ある中、米国・韓国EPA、EU・韓国EPAに基づき、米国、EUの法律事務所による事務所設立と、外国法に関する法律事務への従事が可能となった。EU企業は2016年7月、米国企業は2017年3月以降、韓国の弁護士を雇用し訴訟を含む全業務を処理できる。欧米法律事務所が拠点開設。

■ タイの事例(オーストラリア・タイEPA、日本・タイ)

タイでは、外国人事業法下のネガティブリストで、原則としてサービス業の外資出資比率は50%未満に規制されている中、一部のサービス業で外資規制を緩和。同EPAを利用してサービス業が参入する事例も。

まとめ:TPP活用で広がるビジネス機会

FTA/EPAは企業による活用が進みつつあり、中堅・中小企業にとっても、海外ビジネス展開に不可欠なツールになっている。TPPにより、さらに、ビジネスの選択肢が大きく広がることが期待される。

①協定締結国への市場アクセスの向上

TPPにより、協定締結国へ有利な関税率(多くの場合無税)で輸出できるようになる。特にこれまで日本とFTAが締結されていない米国、カナダ、ニュージーランドにおいて、大幅な市場アクセスの改善につながる。

②サプライチェーンの広がり

第3国間(例えばベトナム、マレーシア⇒米国など)でも市場アクセスが大きく改善することから、進出日系企業による販売・調達(日本からの調達を含む)の選択肢が広がり、国境を越えたサプライチェーンが一層広がっていくことが期待される。「完全累積制度」の導入は、これを後押しする。

③物品市場アクセス以外でのビジネス機会の拡大

投資・サービスの自由化により、日本企業の海外進出がしやすくなる(例:ベトナム小売分野のエコノミックニーズテストの廃止、マレーシアのコンビニエンスストアへの外資規制緩和)。政府調達への参入機会の拡大、など。

★ただし、自社だけでなく、競合相手、取引先への影響(間接的影響)にも留意が必要。

各国の関税率の調べ方

■ ジェトロの「世界各国の関税率」: <http://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

世界各国の関税率

[このページを印刷する](#)



米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社の契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への販売、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「[利用規約](#)」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザー名とパスワードをお持ちの方はこちらから、「[利用方法](#)」をご確認ください。

[検索画面へ](#)

利用方法

日本語で検索方法を紹介しています。データベースは英語です。ビジネスライブラリー調べ方ガイド「[各国の関税率を調べるには](#)」もあわせて参照ください。

[詳しく見る](#)

よくあるご質問

- ・ [利用規約について](#)
- ・ [ログインエラーについて](#)
- ・ [パスワードの変更について](#)
- ・ [検索結果の見方について](#)

ご質問・お問い合わせ

ジェトロ・ビジネスライブラリー
TEL: 03-3582-1775
E-mail: BUB-tariff@jetro.go.jp

または最新のジェトロまで、ご連絡ください。

[国内事務所一覧](#)

- FedEx Trade Networks社のWorld Tariff。
- 日本国内居住者の方はどなたでも、無料でご利用頂けます。
- ユーザー登録をいただき、IDとパスワードを取得下さい。取得後は以下のサイトから閲覧可能です。
<http://www.worldtariff.com/>

ケース：ベトナムのエアコンの関税率

WorldTariff™

HS Number Search

[? クイックヘルプ](#) [🖨 印刷版](#)

Preferential Duties and Taxes for 8415.10.10 Entering Vietnam

仕向け国 輸出先
Vietnam

類 部 名
84 - Nuclear reactors, boilers, machinery and mechanical appliances; parts thereof

項
8415 - AIR CONDITIONING MACHINES, COMPRISING A MOTOR-DRIVEN FAN

テキスト 番号

Vietnam - Chapter 84 - Nuclear reactors, boilers, machinery and mechanical appliances; parts thereof
[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate	Tax Note
VAT	10%	Basis of assessment is duty paid value.
SCT	10%	Basis of assessment is duty paid value. Applies to air conditioners with a capacity of 90,000 BTU or less

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	30%	MFN Applied
Algeria	30%	MFN Applied
Angola	30%	MFN Applied
Argentina	30%	MFN Applied
Armenia	30%	MFN Applied
Australia	10%	ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement
Austria	30%	MFN Applied
Azerbaijan	30%	MFN Applied
Bahamas	30%	MFN Applied
Bahrain	30%	MFN Applied
Bangladesh	30%	MFN Applied
Barbados	30%	MFN Applied
Belgium	30%	MFN Applied
Belize	30%	MFN Applied
Bermuda	30%	MFN Applied
Bolivia	30%	MFN Applied
Bosnia - Herzegovina	30%	MFN Applied
Brazil	30%	MFN Applied
Brunei Darussalam	5%	ASEAN Free Trade Agreement

Japan	20%	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership
Jordan	30%	MFN Applied
Kazakhstan	30%	MFN Applied
Kenya	30%	MFN Applied
Kuwait	30%	MFN Applied
Kyrgyzstan	30%	MFN Applied
Laos	5%	ASEAN Free Trade Agreement
Latvia	30%	MFN Applied
Lebanon	30%	MFN Applied
Libya	30%	MFN Applied
Lithuania	30%	MFN Applied
Luxembourg	30%	MFN Applied
Macedonia (F.Y.R.O.M.)	30%	MFN Applied
Malaysia	5%	ASEAN Free Trade Agreement
Malta	30%	MFN Applied
Mauritania	30%	MFN Applied
Mauritius	30%	MFN Applied
Mexico	30%	MFN Applied
Moldova	30%	MFN Applied
Montenegro	30%	MFN Applied
Morocco	30%	MFN Applied
Mozambique	30%	MFN Applied
Netherlands	30%	MFN Applied
New Zealand	10%	ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement
Nicaragua	30%	MFN Applied
Nigeria	30%	MFN Applied
Norway	30%	MFN Applied
Oman	30%	MFN Applied
Pakistan	30%	MFN Applied
Panama	30%	MFN Applied
Papua New Guinea	30%	MFN Applied
Paraguay	30%	MFN Applied
Peru	30%	MFN Applied
Philippines	5%	ASEAN Free Trade Agreement
Poland	30%	MFN Applied
Portugal	30%	MFN Applied
Qatar	30%	MFN Applied
Romania	30%	MFN Applied
Russian Federation	30%	MFN Applied
Saint Lucia	30%	MFN Applied
Saudi Arabia	30%	MFN Applied
Senegal	30%	MFN Applied
Serbia	30%	MFN Applied
Singapore	5%	ASEAN Free Trade Agreement
Slovak Republic	30%	MFN Applied
Slovenia	30%	MFN Applied
South Africa	30%	MFN Applied
South Korea	30%	MFN Applied
Spain	30%	MFN Applied
Sri Lanka	30%	MFN Applied
Sweden	30%	MFN Applied
Switzerland	30%	MFN Applied
Taiwan	30%	MFN Applied
Tajikistan	30%	MFN Applied
Tanzania	30%	MFN Applied
Thailand	5%	ASEAN Free Trade Agreement

世界と日本のFTA一覧

【注】

①特恵関税協定：特定の国・地域からの特定の輸入産品に対して一般税率より低い関税を課す協定。

②自由貿易協定：締約国・地域がお互いに関税やその他貿易障壁を撤廃する協定。GATT24条に基づく自由貿易協定は「実質上の全て」の関税を撤廃。一方、授権条項に基づく自由貿易協定はGATT24条より条件が緩い。

③関税同盟：締約国・地域の間では関税やその他貿易障壁を撤廃し、域外に対しては共通な関税を設定する協定。

【発効済】

No.	名称	加盟国・地域	形態	段階	経緯	①協定の内容、②締結による影響、③その他
1	日本・シンガポール経済連携協定	日本、シンガポール	自由貿易協定	発効済	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年12月首脳間で検討開始合意 ・2001年1月交渉開始 ・2002年1月署名 ・2002年11月発効 ・2007年3月改定議定書署名 ・2007年9月改定議定書発効 	①物品貿易では、日本側は輸入額の95%を無税化。シンガポール側は全品目を無税化(ビール等の酒類4品目の関税撤廃)。サービスではシンガポール側はGATS約束を上回る自由化。基準認証では電気通信機器や電気製品を対象に相互承認。改定議定書が2007年3月締結、9月発効。日本側は石油・石油化学製品と農林水産品の一部関税を即時または段階的撤廃。シンガポール側はフル・バンク免許枠の追加譲与、ホールセール・バンクの免許数量制限撤廃などを約束。そのほか、原産地規則では関値60%の付加価値基準を40%に引き下げ。 ②日本初のFTAとして、またASEANとのFTAのモデルケースとして意義大。 ③参考URL： 日本外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/index.html 日本経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/country/singapore.html
2	日本・メキシコ経済連携協定	日本、メキシコ	自由貿易協定	発効済	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年6月の日本・メキシコ首脳会談で検討開始 ・2001年9月研究会開始 ・2002年11月交渉開始 ・2004年9月署名 ・2005年4月発効 ・2007年4月追加議定書発効 ・2012年4月改正議定書発効 	①日メキシコ双方10年以内にほぼ全ての鉱工業品関税を撤廃。メキシコ側は自動車輸入に無税枠を設け、7年目から完全自由化。鉄鋼に関する関税は10年以内に段階的に撤廃。農産品では日本側は豚肉、オレンジジュース、牛肉、鶏肉、オレンジ生果輸入に特恵輸入枠を設定。メキシコ側は政府調達市場を開放し、日本企業による政府調達案件の受注が可能となった。ビジネス環境整備章に基づき、メキシコ側はインフラや治安の改善、出入国手続きの円滑化、知的財産権の保護などの改善を実施。 ②自動車のメキシコ向け輸出では、既存の無税輸入枠(前年の現地生産台数の10%)に加え新たにEPAによる無税輸入枠が設定された。日産、トヨタ、ホンダなどメキシコで現地生産している自動車メーカーだけでなく、マツダ、スズキ、スバルなど現地生産をしていなかったメーカーもそのEPA無税輸入枠を使い、日本からの完成車輸出を伸ばしている。このほか、ガラス製品、鉄道用レール、フォークリフト、ショックアブソーバーといった製品輸出の伸びが顕著。 ③日本にとって農業分野を含む初めての本格的なFTA。日本側の農産品の市場開放、メキシコ側の鉄鋼・自動車の市場開放を巡って交渉が難航し、実質合意までに16カ月を要した。2012年4月の改定議定書発効により、原産地証明の選択肢として、認定輸出者自己証明制度が追加導入された。 参考URL：日本外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/index.html
3	日本・マレーシア経済連携協定	日本、マレーシア	自由貿易協定	発効済	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年9月研究会開始 ・2004年1月交渉開始 ・2005年5月交渉妥結 ・2005年12月署名 ・2006年7月発効 	①物品貿易では、日本側は輸入額の94%を無税化。マンゴーなど一部熱帯果実関税を即時撤廃、バナナには無税枠を設定。マレーシア側は輸入額の99%を無税化。ほぼ全ての鉄鋼関税を10年以内に撤廃。自動車ではCKDを即時撤廃、そのほか自動車部品や完成車は2010年までに、その他乗用車は2015年までに段階的に撤廃。サービスでは、賃貸、保守、修理など製造業関連サービスの外資比率規制緩和など。ビジネス環境整備章に基づき、マレーシア側はトラック・ジャックの防犯(警備の強化、監視カメラの設置など)、ガス・電力の供給不足対策、知財裁判所の設置などを施策。「ビジネス環境の整備に関する小委員会」は、第5回会合(2011年9月29日)まで開催されている。 ②CKD部品を中心に日本企業の原産地証明書発給数が増加傾向。 ③参考URL：日本外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/index.html
4	日本・チリ経済連携協定	日本、チリ	自由貿易協定	発効済	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年11月の首脳会談で研究会開始合意 ・2005年1月研究会開始 ・2006年2月交渉開始 ・2007年3月署名 ・2007年9月発効 	①物品貿易では、双方ほぼすべての鉱工業品について発効後10年以内に関税撤廃。日本側は輸入額の90.5%を無税化。精製銅、ギンザケ・マスは10年間で段階的に撤廃。ワインは12年間で段階的に撤廃。そのほか牛肉、豚肉、鶏肉等は関税割当を設定。チリ側は輸入額の99.8%を無税化。自動車、一般機械、電気電子は即時撤廃。 ②チリは40カ国以上とFTAを締結済みであり、日本にとって対チリ貿易・投資環境の改善、銅をはじめとする鉱物資源の安定的供給に貢献。日本から南米地域への進出拠点の確保。 ③参考URL：日本外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/index.html

ジェトロ・ウェブサイト「TPPを活用する」

ジェトロでは、TPP関連情報を取りまとめ、「TPPを活用する」ページをウェブサイトに掲載し情報提供しています。




Basic TPPの基本を知る

各所で実施しているTPP説明会での講演資料や、11月5日に公表された協定文書を掲載しています。また、関係機関、海外各国へのリンクも掲載しています。

TPPを活用するには

ジェトロ作成の「TPP早分かりガイド」、関税撤廃スケジュールを掲載しています。



通商弘報 TPP関連ニュース（通商弘報より）

主にジェトロの海外拠点から発信されたTPPに関するニュースを掲載しています。

イベント情報

ジェトロ主催のTPP関連イベント、セミナー、講演会等の告知をしています。

お問い合わせ先

ジェトロの「TPP相談窓口」の電話番号、ウェブからの受付フォームを掲載しています。

アクセスは、以下URLもしくは右QRコードから
URL : <https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/>



TPPの情報収集に「通商弘報」をご活用下さい

「日刊 通商弘報」は、ジェトロが70カ所を超える海外事務所網で日々収集している政治・経済・産業・制度情報を毎日お届けする有料ビジネスニュースです。ぜひ購読をご検討下さい。

記事検索画面

世界のビジネスニュース（通商弘報）

記事のサマリーまでどなたでもご覧いただけます。記事全文は、メール&ウェブニュース「日刊通商弘報」を購読いただくご覧になります。詳しくは購読のご案内をご覧ください。購読者の方は購読者向け全文検索をご利用ください。記事全文の閲覧にはIDとパスワードが必要です。

フリーワード検索 購読者向け全文検索

- 購読のご案内
- 記事詳細検索
- 過去記事一覧
- PDF版通商弘報
- 通商公示
- 事前意図公告
- 特集
- 世界の政治経済日程
- 世界の祝祭日
- ご利用ガイド・免責
- よくあるご質問
- 「通商弘報」「ジェトロセンサー」の記事利用について

特集

2015年上半期の対中直接投資動向

2015年上半期（1～6月）の対中直接投資実行額は、前年同期比0.0%増（ドルベース）となり、上半期ベースでは3期連続で増加した。中国側の統計を基に業種別および各地方の動向を観察する。

中南米の医療機器市場の最新動向

中南米の多くの国は人口ボーナス期を迎えつつあるが、その一方で高齢化の兆しが見えている。最近の市場や事業環境の変化（規制緩和等）、欧米企業等ライバル企業の動向、日本の医療機器の主要なユーザー（私立病院等）に関する情報等に焦点を当て、中南米の医療機器市場の最新動向を伝える。

中央アジアでの韓国企業の活動

豊富な天然資源を持ち、経済成長に伴い消費財、資本財の市場として日本企業の関心が高まりつつある「中央アジア」。日本企業に比べ活発に活動する韓国企業・団体にウズベキスタン・カザフスタンにおけるプロジェクトの現状や課題をヒアリングした。

[過去の特集を見る](#)

新着記事



- 2015年10月27日 参入余地ある流通・小売市場 - 欧米および地場系流通企業の新興国戦略 - (ベトナム)
- 2015年10月27日 EUへの市場開放は部分的、自由化は75%どまり - 西アフリカ諸国とEUの経済連携協定、署名へ手続き中 - (EU、コートジボワール、ナイジェリア)
- 2015年10月27日 生産と投資が微減速、消費は堅調に推移 - GDPと主要経済指標 (2) (中国)
- 2015年10月27日 北京市、金融や卸・小売業の激増で実行額は2.2倍に (京津冀地域 (1)) - 2015年上半期の対中直接投資動向 (3) - (中国)

通商弘報の特長

ビジネスに役立つ情報を重点配信

制度・規制の変更やコスト増減の原因となり得る突発的事件など

ジェトロならではの信頼性

情報の正確さ、信頼性を追求
他のメディアから得にくい「現地情報」を中心に配信

情報量の多さ

年間約3,000件の記事を配信（1日15件程度）
※メールでの配信およびWEB上での記事掲載（年末年始、土日祝祭日を除く）

購読方法・料金

基本購読料

（メール配信+WEB記事検索）

年間：36,288円（税込）

半年：18,144円（税込）

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 海外調査計画課（出版班）
TEL：03-3582-3518
Email：kouhou@jetro.go.jp
URL：http://www.jetro.go.jp/biznews/



- ①ジェトロ仙台が主催するセミナーの殆どが無料です
年間20回程度、様々なテーマで開催しています
- ②セミナー情報などメルマガに登録すれば毎月2回お届けします(無料)
- ③ジェトロへの相談は何時でもどなたでも無料です
- ④電話はもちろん、メールやFAXでもお受けできます
TEL 022-223-7484 E-Mail sen@jetro.go.jp
- ⑤より突っ込んだ相談なら面談がお勧めです。事前の予約が安心です。
- ⑥各国の市場性、輸出手続き、関税率、法人設立手続きなどの具体的な
質問はもちろん、各社の事情に沿った支援を提案・提供します
- ⑦必要に応じ、中小機構やJICA、自治体や中央官庁の仙台事務所(局)等
他の支援機関と連携して支援します

1.情報収集 (3)個別調査、出張時の事情説明など

海外ブリーフィングサービス

世界約70カ所の海外事務所にて、現地一般経済事情やビジネス環境について、海外駐在員や専門アドバイザーが情報提供を行います。



POINT1

最新の現地情報を現地駐在員から
直接ヒアリングできる!

POINT2

初めての土地へのお出張の際、
現地商習慣やリスク情報も聞ける!

海外出張の際、
現地の一般経済概況を
聞きたい。

海外での商談前に、
現地商習慣を確認したい。

こんな方に
お勧めします

海外現地法人
設立についての手続きを
知りたい。

現地駐在員の
生活環境等を聞きたい。

お申し込みは海外事務所訪問の6週間前からお受けします。ご出発2週間前までを目安にお申し込みください。日本出発予定日の4営業日前を過ぎたお申し込みは受け付けしかねます。

1.情報収集

(4)海外コーディネーター



中小企業の皆様を対象に製品・商品の輸出可能性につきお答えします
ジェトロが海外に配置する各分野の専門家(海外コーディネーター)が、海外ビジネスに関するお問い合わせについて、現地の感覚・目線でお答えします。本サービスは、「国・地域」と「産業分野」が限定されています。また、ご利用は「中小企業」に限られます。
(農林水産・食品分野、インフラ・プラント分野は、「大企業」でも利用可能です。)

POINT

海外在住の専門家が現地の最新事情に基づき日本語でご回答

現地の最新トレンドや
売れ筋商品を知りたい。

日本から輸出した場合、
売れるだろうか？

こんな方
にお勧めします

現地の商習慣は日本と
どのように違うか？

現地市場では、競合する
製品がすでに販売されて
いるか？

1.情報収集

(4)海外コーディネーター

・配置は一部予定を含みます。/ ・質問事項がコーディネーターの専門領域を超える場合、回答できない場合があります。

2015年7月15日時点

地域	都市	分野						
		農林水産・食品	機械・部品(※1)	環境・エネルギー(※1)	デバイス製品・伝統産品(※2)	アパレル・テキスタイル(※2)	コンテンツ(※2)	インフラ・プラント
北米	ニューヨーク	○			○	○		
	シカゴ		①、②(注1)					
	ヒューストン			○				
	ロサンゼルス	○	①(注2)、②(注3)	○			○	
	サンフランシスコ	○	○					
	トロント	○						
欧州	ロンドン	○	○		○	○		
	パリ	○			○	○	○	
	デュッセルドルフ	○	○	○				
	ミラノ	○						
	モスクワ	○						
東南・南アジア	シンガポール	○			○			
	バンコク	○	○	○	○	○	○	
	ジャカルタ		○	○				
	マニラ	○	○					
	ハノイ		○		○			
	ホーチミン	○	○	○	○			
	クアラルンプール	○		○				○
	ニューデリー	○	○	○				
	チェンナイ		○					
東アジア	北京	○		○	○			
	上海	○	①、②(注4)	○	○	○	○	
	広州	○		○	○			
	大連			○				
	香港	○						
	ソウル	○	○					
	台北	○						
	シドニー	○						
大洋州								
中南米	サンパウロ	○						
中東・アフリカ	マブート						○	

ご利用対象について: ※1 中堅・中小・小規模事業者のみご利用可能、※2 中小企業のみご利用可能

「機械部品」主な対象分野: 注1 電気・電子部品、注2 医療機器・ライフサイエンス・FDA、注3 認証関連、注4 医療機器

1.情報収集 (5)海外ミニ調査サービス

コーディネーターが居ない場所や分野であっても、海外の情報をお調べします
海外取引の足がかりとしての企業検索や統計資料など、ワンポイント情報収集をオーダー
メイドで行います(有料/ジェトロ・メンバーズ会員割引料金あり)。

東日本大震災の罹災証明をお持ちの中小企業には本年度、無料枠の設定があります。



1.情報収集

(5)海外ミニ調査サービス

調査対象範囲:

専門性を伴わない一般的な内容かつJETRO海外事務所で比較的簡易に調べうるもの

調査対象地域

JETRO海外事務所が所在する国・都市

市場調査は対象外

調査期間はお申し込みの正式な成立後2~3カ月程度

現地語の調査レポートは原文(原語)のままお渡し

調査結果は第三者への提供は不可

ご依頼の内容によってユニット数(対象数、項目数、調査の難易度等)が加算され、それぞれ料金が異なります。

一般的なご依頼の利用料金は数万円~数十万円。

最低基本2ユニット 21,600円(税込)ですが、「中小企業」は1ユニット(10,800円~)から計算

東日本大震災の罹災証明をお持ちの中小企業には本年度、無料枠の設定があります。



進出先検討、F/S調査、パートナー発掘

海外展開のための専門家活用サービス

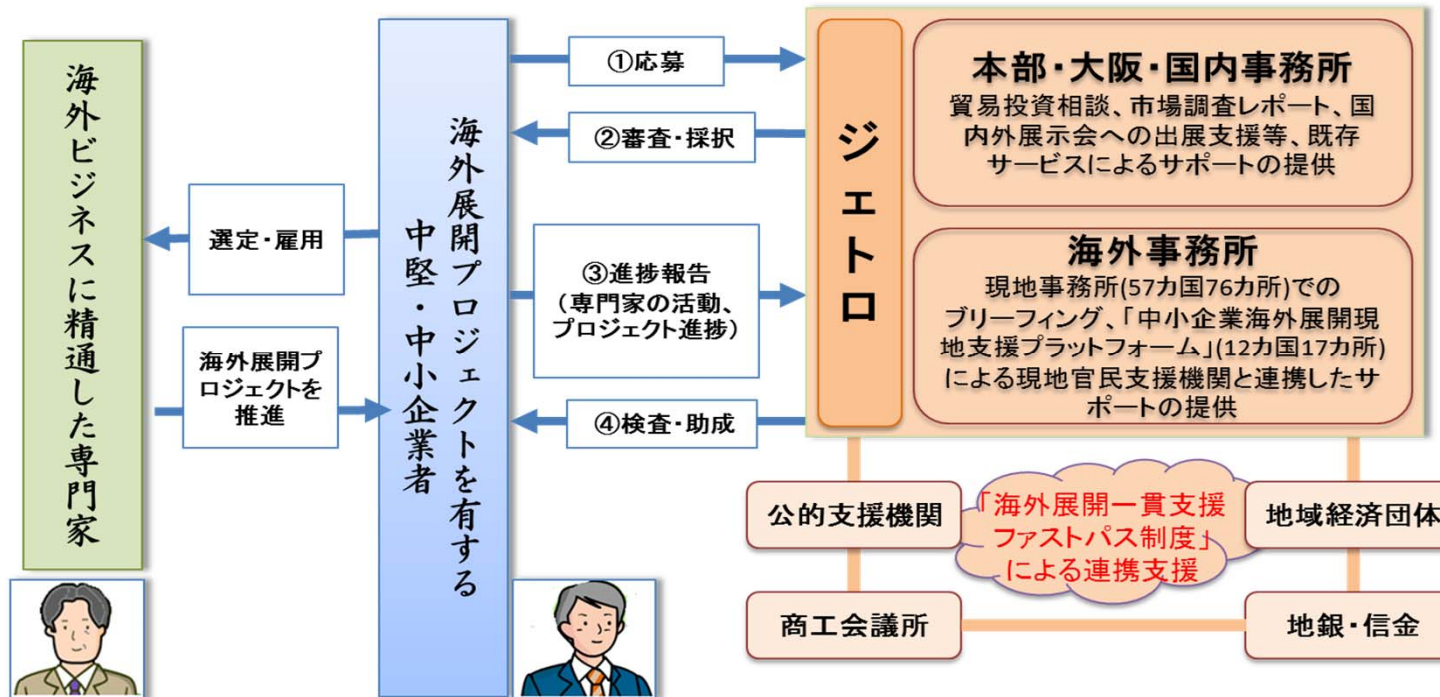
日本の中堅・中小企業が、新興国等への海外展開（拠点設立・輸出等）に取り組む際、海外ビジネスに精通した外部人材（専門家）を雇用する経費等の一部を助成することで、中堅・中小企業の海外展開の実現を促進します。

○対象者：中小企業者、中堅企業、中堅・中小企業者複数で構成されるグループ

○対象経費：専門家の人件費、専門家の国内長距離通勤費、現地法人登記代行委託費用

※2015年度の申込みは締め切りました。

※2016年度も専門家活用による支援サービスを実施予定です。



■本サービスはJETROで審査のうえ、ご利用いただいております。
 ※分野によってはご相談に対応しかねる場合があります。ご了承ください。

ミッション派遣事業

<ミッションの主なプログラム>

- ・投資環境セミナー
- ・有力パートナー候補との商談会
- ・現地ビジネスパートナー候補との交流会
- ・分野別の企業訪問
- ・有力商業施設の訪問
- ・市場視察 等

【2015年度】

- ①バンコク近郊・チェンマイ<外食>(2015年8月24日-28日)
- ②シカゴ・トロント(2015年11月19日-23日)
- ③ジャカルタ(2015年11月23日-26日) **現在募集中**
- ④ドバイ・アブダビ・ジェッタ(2016年1月18日-21日)
- ⑤ロンドン・パリ<外食>(2016年3月14日-18日)

【2013年度】

- ①ハノイ・ホーチミン(2013年5月)
- ②ヤンゴン(2013年9月)
- ③バンコク<外食商談会>(2013年9月)
- ④北京<高齢者産業>(2013年10月)
- ⑤大連・瀋陽(2013年11月)
- ⑥シンガポール・クアラルンプール(2014年1月)

【2014年度】

- ①ハノイ・ホーチミン(2014年12月)
- ②香港<外食産業>(2015年1月)
- ③アメリカ西海岸(2015年1月)
- ④ミャンマー(2015年2月)



日系企業店舗訪問風景



現地パートナー候補訪問風景



商談会風景

4. 海外展開の個別支援強化、グローバル人材育成

- ✓ HIDA((財)海外産業人材育成協会)と連携して、若手社会人・学生を途上国の政府、公的機関、民間企業等に派遣する海外インターンシップを通じた人材育成
- ✓ 2015年度も引続き実施。(METI委託事業)

- ✓ 輸出入取引に必要な知識を体系的に身につけたい
- ✓ 貿易取引をコスト削減、リスク管理から見直したい
- ✓ 国際的な人材育成のための研修を探している

【国際即戦力育成インターンシップ事業】

- 2014年度実績派遣地域:17カ国
(ベトナム、インド、インドネシア、バングラデシュ、タイ、フィリピン、ミャンマー、マレーシア、トルコ、スリランカ、ペルー、エクアドル、コロンビア、カンボジア、ラオス、セルビア、モザンビーク)
- 派遣対象:社会人と学生(191人)を派遣
社会人のうち中小企業からの派遣は約1/2(42人)
- 派遣期間:2.5~6ヵ月
2015年度は、150人を派遣予定。

<インターン成果報告>

- 現地インフラ開発の実情や未整備による経済発展の妨げを身をもって感じる事ができた。(バングラデシュ)
- 日系、ローカルをはじめ幅広くネットワークの構築ができ、海外進出に向けてよい情報収集ができた。(マレーシア)

<インターン所属企業からのコメント>

- 自主的に考えること、特に現地の文化・慣習を日本文化との違いを踏まえた思考ができるようになった
- 現地からの定期的な情報提供でほかの社員の国際化に役立った。
- 中小企業ではグローバル展開の機会、情報入手が困難であるので今後もこの事業を活用しグローバル人材を育てたい。

【貿易実務オンライン講座】

貿易実務オンライン講座

世界を股に国際ビジネスの舞台での活躍を目指すなら

社会人の方向け
基礎編・応用編・英文契約編

- eラーニングを活用した教材で、空いた時間を活用して、貿易実務を効率よく学習できます。
- 基礎から体系的に学習できる「基礎編」、より実践的なノウハウが身につく「応用編」、貿易取引における英文契約を学べる「英文契約編」の3講座に加え、中国輸出に特化した「中国輸出ビジネス編」を開設しました。
- 総受講口数は47,000口(企業数19,100社)
- 受講料(全て税別)
「基礎編」2万円、「応用編」2万4千円
「英文契約編」2万8千円、「中国輸出ビジネス編」2万円
- 受講期間は開講日から11週間です。
<http://www.jetro.go.jp/elearning/>

ジェトロ東北事務所ネットワーク

➤ ジェトロ青森
電話:017-734-2575、メール:aom@jetro.go.jp
〒030-0802 青森県青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビル5F

➤ ジェトロ盛岡
電話:019-651-2359、メール:mor@jetro.go.jp
〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3階

➤ ジェトロ仙台／東北地域統括センター
電話:022-223-7484、メール:sen@jetro.go.jp
〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング
18階

➤ ジェトロ秋田
電話:018-865-8062、メール:aki@jetro.go.jp
〒010-0951 秋田県秋田市山王2-1-40 田口ビル1F

➤ ジェトロ山形
電話:023-622-8225、メール:yat@jetro.go.jp
〒990-0042 山形県山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル4階

➤ ジェトロ福島
電話:024-947-9800、メール:fma@jetro.go.jp
〒963-0115 福島県郡山市南2-25 ビッグパレットふくしま3F

ご相談はお近くのジェトロ
事務所まで、電話でも
メールでも、
いつでも大歓迎です。

無料!

各地のセミナーや商談会等
はメールマガジンに登録して
いただくのが便利です。
例:
「ジェトロ仙台」で検索し、「メールマ
ガジン」をクリック。

無料!



ご清聴ありがとうございました。

【免責事項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。